



2023年10月26日

各 位

会 社 名 D e l t a - F l y P h a r m a 株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 江 島 清
(コード：4598 東証グロース)
問 合 せ 先 取締役管理部門担当 黒 滝 健 一
(TEL：03-6231-1278)

第三者割当による株式及び行使価額修正条項付第7回新株予約権 の発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、2023年10月20日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会決議に基づく第三者割当の方法による新株式（以下「本新株式」といいます。）及び第7回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、本日（以下「条件決定日」といいます。）付の取締役会において発行条件等を決議いたしましたので、発行決議日に公表した本新株式及び本新株予約権の発行に関して未確定だった情報につき、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本新株式及び本新株予約権の発行に関する詳細は、発行決議日付で公表の「第三者割当による株式及び行使価額修正条項付第7回新株予約権の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

I. 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行

1. 決定された発行条件等の概要

当社は、本日、本新株式及び本新株予約権について以下に記載の各条件につき決議するとともに、これらの条件を含め、別紙に記載の本新株式及び本新株予約権の発行要項記載の内容で本新株式及び本新株予約権を発行することを決議しております。

<本新株式>

(1) 払込期日	2023年11月10日
(2) 発行新株式数	430,300株
(3) 発行価額	1株につき1,162円
(4) 資金調達額	495,908,600円（注）
(5) 資本組入額の総額	250,004,300円
(6) 募集又は割当方法 (割当予定先)	日本ケミファ株式会社（以下「日本ケミファ」又は「株式割当予定先」といいます。）に対して第三者割当の方法により割り当てます。
(7) その他	上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 資金調達額は、本新株式の発行価額の総額から、本新株式の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。

<本新株予約権>

(1) 割当日	2023年11月10日
(2) 発行新株予約権数	10,800個
(3) 発行価額	総額 3,715,200 円 (本新株予約権 1 個当たり金 344 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	1,080,000株 (新株予約権 1 個当たり100株) 上限行使価額はありませぬ。 本新株予約権の下限行使価額は407円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は1,080,000株です。
(5) 資金調達額	810,475,200円 (差引手取概算額 : 800,775,200円) (注) (内訳) 新株予約権発行による調達額 : 3,715,200円 新株予約権行使による調達額 : 806,760,000円
(6) 行使価額及び その修正条件	当初行使価額は、747円とします。 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日 (但し、最初に当該通知を受領した日を除きます。以下「修正日」といいます。) 以降、各修正日の前取引日 (但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日 (株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいいます。) 又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の4取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とします。) の取引所における当社普通株式の取引所終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値とします。) の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されますが、その価額が下限行使価額を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。 また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
(7) その他	当社は、マッコーリー・バンク・リミテッド (以下「新株予約権割当予定先」といいます。) との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約 (以下「本買取契約」といいます。) を締結する予定です。 本買取契約においては、新株予約権割当予定先が当社取締役会の事前の承諾を得て本新株予約権を譲渡する場合、新株予約権割当予定先からの譲受人が本買取契約の割当予定先としての権利義務の一切を承継する旨が規定される予定です。

(注) 本新株予約権に係る調達資金の額は、本新株予約権の発行価額の総額に、当初行使価

額に基づき全ての本新株予約権が行使されたと仮定して算出した本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（9,700,000円）を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の払込金額の総額については、発行決議日の直前取引日の取引所終値等の数値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。また、行使価額が修正又は調整された場合には、当該調達資金の額は変動いたします。

2. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1, 310, 483, 800	13, 800, 000	1, 296, 683, 800

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額 (500, 008, 600円) に、本新株予約権の発行価額の総額 (3, 715, 200円) 及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 (806, 760, 000円) を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額です。
3. 行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
5. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、株式事務手数料等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

当社は、①DFP-17729の臨床第1/2相試験及び次臨床試験の研究開発費、②DFP-11207の臨床第2相試験の研究開発費、③DFP-14927の臨床第1相試験及び次臨床試験の研究開発費、④DFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費及び承認申請関連費用、⑤開発体制・管理体制の強化（人件費）及び特許関連費用等（経費）を目的として、本新株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。本新株式及び本新株予約権発行による上記差引手取概算額1, 296, 683, 800円の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① DFP-17729 の臨床第 1 / 2 相試験及び次臨床試験の研究開発費	650	2023 年 11 月～2025 年 3 月期
② DFP-11207 の臨床第 2 相試験の研究開発費	180	2024 年 4 月～2028 年 3 月期
③ DFP-14927 の臨床第 1 相試験及び次臨床試験の研究開発費	150	2023 年 11 月～2025 年 3 月期
④ DFP-10917 の臨床第 3 相試験の研究開発費及び承認申請関連費用	150	2023 年 11 月～2025 年 3 月期
⑤ 開発体制・管理体制の強化（報酬・人件費）及び特許関連費用等（経費）	166	2023 年 11 月～2025 年 3 月期
合計	1, 296	—

(注) 1. 調達資金は①から⑤の順に優先的に充当する予定です。

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① DFP-17729の臨床第1/2相試験及び次臨床試験の研究開発費について

DFP-17729は、正常細胞では細胞内と比べて細胞外でアルカリ性となっていますが、がん細胞の細胞外は酸性となっています。これは、がん細胞の増殖により解糖系が亢進し、乳酸や水素イオンが産生され、それを積極的に細胞外へ排出しているからです。DFP-17729は、がん細胞の細胞外をアルカリ化することにより、がんの増殖を抑えるのが特徴の薬剤です。

これまで医薬品として承認・販売されている尿アルカリ化剤を腫瘍の微小環境改善剤として、固形がんの一つである末期の膵臓がんに対する新薬での臨床第1/2相試験を2020年7月から日本国内で開始しました。関東地区の主要基幹病院6施設において臨床第2相部分の症例登録を完了しております。また、2021年3月には日本ケミファと日本における独占的ライセンス契約を締結し、現在、日本において臨床第1/2相試験を実施しており、次臨床試験へ向けた準備を進めております。そのため、2023年11月から2025年3月期までの治験研究費に充当する方針です。

② DFP-11207の臨床第2相試験の研究開発費について

DFP-11207は、抗がん作用を有する5-フルオロウラシル(5-FU)を徐放・阻害・失活させて薬物動態をコントロールする3つのモジュール化された活性物質(モジュールI、II、III)をアセンブリ(結合)した化合物であり、既存の5-FU系抗がん剤と比較して、有効性と安全性のバランスを改善していることが特徴です。それにより、がん患者の生存期間の延長やQOL(Quality Of Life: 生活の質)の改善に寄与することが期待されます。米国において臨床第1相試験を完了しており、次臨床試験へ向けた準備を進めております。そのため、2024年4月から2028年3月期までの治験研究費に充当する方針です。

③ DFP-14927の臨床第1相試験及び次臨床試験の研究開発費について

DFP-14927は、DFP-10917の高分子デリバリーに係る物質であり、がん組織へ選択的に集まり、がん細胞内で効果的にDFP-10917を放出することを可能としたことが特徴です。動物を用いた薬効試験では、膵がん等の固形がんに対して、1週間に1回だけの投与で、有効性と安全性が示されていることから、DFP-14927の固形がん患者への治療に貢献することが期待されます。米国において臨床第1相試験を実施しており、次臨床試験へ向けた準備を進めております。そのため、2023年11月から2025年3月期までの治験研究費に充当する方針です。

④ DFP-10917の臨床第3相試験の研究開発費及び承認申請関連費用について

DFP-10917は、今までの化学療法で用いられてきた投与を見直し(モジュールの改良)、低用量で長時間持続点滴投与することにより、従来使用されてきている核酸誘導体(シタラビンやゲムシタビンなど)とは異なる作用を引き起こし、既存の化学療法が無効な患者に対しても、薬効を期待できることが特徴です。それにより、標準療法が無効な難治性・再発の急性骨髄性白血病のがん患者に対しても、効果が期待できることが特徴です。

現在、当社の主要パイプラインであるDFP-10917は、米国において臨床第3相試験の中間解析を進めています。試験開始後に新型コロナウイルス感染拡大による医療逼迫の影響を受け、治験実施のための人員欠如や支援不足が生じ、がん患者側の感染回避に伴う受診拒否などの行動が加わり、症例の登録や管理に支障をきたす状況となりましたが、治験施設の拡大や新型コロナウイルス感染の終息に向かうなど、中間解

析の150症例の確保を2023年5月に終え、データの集計作業と解析を進めております。そのため、製造販売の予定を2024年3月期から2025年3月期に変更し、治験研究費及び製造販売承認申請に向けた関連費用等について、中間解析の集計作業や製造販売承認申請に向けた関連費用までを賄うための研究開発費に充当する方針であり、DFP-10917の臨床第3相試験への追加投資を行うものです。

⑤ 開発体制・管理体制の強化（報酬・人件費）及び特許関連費用等（経費）について当社は、研究開発のマネジメント業務に特化し、委託会社を有効活用することにより、小規模な組織で効率的な運営を行っております。しかしながら、今後開発品の増加、進展が見込まれるため、現状の7名体制から1名増員し、開発体制の強化を図っていく方針であります。更に内部管理体制の強化を進めることで、経営の健全性、透明性及び効率性が確保された体制の整備を進めることが重要と考えております。現状の5名体制から1～2名増員し、管理体制の強化を図っていく方針です。また、特許関連費用は毎年一定の費用が発生しており、現在、申請している国の特許が許諾された場合、追加で費用が必要となります。したがって、当社事業が安定的かつ永続的な発展を果たすことが不可欠であり、今後、事業拡大のための基盤とコーポレート・ガバナンスの強化へ向けた追加投資を行うものです。

2. 当社は本新株式及び本新株予約権により調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金にて安定的な資金管理を図る予定であります。
3. 支出予定時期までの期間中に、本新株予約権の行使により十分な資金が調達できなかった場合には、別途、資金調達の検討、調達方法又は調達規模の調整等により対応する予定です。

3. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

一般の発行においては、同時に本新株予約権の発行が決議・公表され、かかる公表により、大きな希薄化がアナウンスされる一方、当社が取引関係を有する株式割当予定先からの一定の運営資金の確保もアナウンスされるため、当該公表を受けての値動きを予測することは困難でした。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本新株式1株当たりの払込金額を、条件決定日の直前取引日の取引所終値の92%に相当する金額（但し、当該金額が発行決議日の直前取引日の取引所終値の90%を下回る場合、発行決議日の直前取引日の取引所終値の90%に相当する金額）とすることといたしました。

当該決定方法により、2023年10月26日付の当社取締役会において、条件決定日の直前取引日の取引所終値の92%に相当する金額である1,162円と、2023年10月19日の取引所終値の90%に相当する金額である732円を比較し、本新株式1株当たりの払込金額を、1,162円としました。

このような払込金額の決定方法を採用し、払込金額の基準となる株価について、発行決議日又は条件決定日までの一定期間ではなく、直前取引日における終値を採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の決定方法につきましては、条件決定日の直前取引日の取引所終値の92%を基準としているものの、発行決議日の直前取引日の取引所終値の90%を下回る払込金額とはならないことから、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱

いに関する指針」(平成22年4月1日制定)にも則っているものと考え、また、現在の当社の財務状況及び今回のエクイティ・ファイナンスにより株式割当予定先が負う価格下落リスクに鑑み、各株式割当予定先とも十分に協議の上、決定いたしました。

以上のことから、当社は、本新株式の払込金額の決定方法は、適正かつ妥当であると判断しております。この判断に基づいて、当社取締役会は、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

なお、かかる払込金額は、条件決定日の直前取引日までの直前1か月間の取引所終値の単純平均値である881円(小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。)に対して31.90%のプレミアム(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。)、同直前3か月間の取引所終値の単純平均値である922円に対して26.03%のプレミアム、同直前6か月間の取引所終値の単純平均値である953円に対して21.93%のプレミアムとなる金額です。

なお、当社は、本株式の発行価額の決定にあたっては、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、本株式の発行価額の決定方法は合理的であると判断しました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役2名)全員から、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準としており、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠していることから、株式割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

① 本新株予約権

今般の発行においては、同時に本新株式の発行が決議・公表され、かかる公表により、大きな希薄化がアナウンスされる一方、当社が取引関係を有する株式割当予定先からの一定の運営資金の確保もアナウンスされるため、当該公表を受けての値動きを予測することは困難でした。当社は、かかる公表に伴う株価への影響を織り込むため、本日(発行決議日)時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の発行価額を決定することといたしました。

上記に従って、当社は、発行決議日時点及び条件決定日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び本買取契約の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとしました。また、当該算定機関は、評価基準日における当社株式の株価(発行決議日時点:813円、条件決定日時点:1,263円)、ボラティリティ(発行決議日時点:72.2%、条件決定日時点:72.2%)、

予想配当額（発行決議日時点：0円／株、条件決定日時点：0円／株）、無リスク利率（発行決議日時点：0.1%、条件決定日時点：0.1%）等を考慮し、当社及び本新株予約権割当予定先の権利行使行動等に関する一定の前提（取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないこと、当社の資金調達需要が発生している場合には当社による不行使期間の指定が行われず、本新株予約権割当予定先による権利行使及び株式売却が当社株式の出来高の一定割合の株数の範囲内で実行されることを含みます。）を置き、評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、新株予約権割当予定先との間での協議の上で、発行決議日時点の本新株予約権の1個の払込金額を、当該評価額と同額である金220円としました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で本日（2023年10月26日）を条件決定日としたところ、本日（条件決定日）時点の評価額は、344円と算定され、当社はこれを参考として、新株予約権割当予定先との間の協議を経て、本日（条件決定日）時点の本新株予約権1個の発行価額を、金344円と決定しました。その上で、両時点における発行価額を比較し、より既存株主の利益に資する発行価額となるように、最終的に本新株予約権1個当たりの発行価額を金344円と決定しました。なお、本新株予約権の行使価額は、当初、2023年10月19日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する額である747円とするとともに、本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、新株予約権割当予定先との間での協議を経て8%としました。

なお、当社及び当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の発行価額を最終的に決定する際に行いますが（判断結果については別途開示いたします。）、当社は、本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、当該評価額を基準として決定される本新株予約権の発行価額の決定方法は合理的であると判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員より、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、①本新株予約権の払込金額の算定に際しては、第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されるところ、②第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていることから、上記の決定方法に基づき本新株予約権の払込金額は、新株予約権割当予定先に特に有利でなく適法である旨の意見がなされています。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式発行による新規発行株式数430,300株（議決権数4,303個）に、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数1,080,000株（当該株式に係る議決権数は10,800個）を合算した株式数は1,510,300株（議決権数15,103個）であり、2023年9月30日現在における当社の発行済株式総数6,544,600株（当該株式に係る議決権数は65,403個）を分母とする希薄化率は23.08%（議決権数に係る希薄化率は23.09%）となります。また、全ての本新株予約権が行使された場合に発行される当社の普通株式の数1,080,000株に対し、発行決議日に先立つ当社過去6か月間における1日当たり平均出来高は274,274株、過去3か月間における1日当たりの平均出来高は168,465株及び過去1か月間における1日当たりの平均出来高は180,633株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間（年間取引日数：245日/年営業日で計算）で行使して希薄化規模が最大になった場合、第6回新株予約権の潜在株式175,000株と合わせても、1日当たりの売却数量は2,561株（発行決議日に先立つ過去6か月間における1日当たりの平均出来高の0.93%）となることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

また、本新株予約権の発行による資金調達には当社及び当社の既存株主の皆様にとっても、本新株予約権について当社が不行使期間を指定できることから新株予約権の行使のタイミングについてある程度のコントロールが可能であり、急激な発行株式数の増加を防止し得る点では一定の優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押し、結果的に企業価値の向上に寄与することから、既存株主の皆様利益にも資するものと考えております。当社といたしましては、本資金調達において発行される本新株式及び本新株予約権の内容及び数量は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るために必要なものであると考えております。

なお、本新株予約権には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる旨の取得事由が定められているため、将来何らかの事由により資金調達の必要性が低下した場合又は本新株予約権より有利な資金調達方法が利用可能となった場合に、必要以上の発行株式数の増加が進行しないように配慮されております。

以上の点を勘案し、本新株式及び本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると考えております。

4. 大株主及び持株比率

募集前 (2023年9月30日現在)		募集後	
江島 清	10.42%	マッコーリー・バンク・リミテッド	15.27%
上田八木短資株式会社	3.82%	江島 清	8.47%
楽天証券株式会社	3.24%	日本ケミファ株式会社	5.34%
三洋化成工業株式会社	2.29%	上田八木短資株式会社	3.10%
マッコーリー・バンク・リミテッド	2.29%	楽天証券株式会社	2.63%
株式会社SBI証券	1.80%	三洋化成工業株式会社	1.86%
auカブコム証券株式会社	1.32%	株式会社SBI証券	1.46%
飯塚 健蔵	1.30%	auカブコム証券株式会社	1.07%
日本証券金融株式会社	1.24%	飯塚 健蔵	1.06%
福島 正和	1.05%	日本証券金融株式会社	1.01%

- (注) 1. 持株比率は2023年9月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。なお、割当後の持株比率は本新株予約権が全て行使されたと仮定して算出しております。
2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
3. 本新株予約権割当予定先による本新株予約権の保有目的は純投資であり、本新株予約権割当予定先は、取得した当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。なお、独占禁止法第11条にて、銀行業を営む会社は、原則他の事業会社(保険会社を除きます。)の発行済株式数の5%を超えて保有することはできない旨定められておりますので、本新株予約権割当予定先は、原則として当社発行済株式数の5%を超えて保有することはできず、よって、原則として本新株予約権割当予定先が一度の行使請求によって当社発行済株式数の5%を超える株式を取得することはありません。

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

本新株式の発行により、当社の主要株主に異動が生じる見込みです。具体的には、当社の主要株主である江島清が、主要株主ではなくなる予定です。

2. 異動する株主の概要

①氏名	江島清
②住所	徳島県徳島市

3. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び議決権所有割合 江島清

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の数 に対する割合	大株主順位
異動前	6,820 個 (682,000 株)	10.43%	第1位
異動後	6,820 個 (682,000 株)	9.78%	第1位

(注) 1. 異動前及び異動後の議決権所有割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

2. 異動後の議決権所有割合は、2023年9月30日現在の総議決権数（65,403個）に、本新株式の第三者割当増資により発行される株式数（430,300株）に係る議決権の数を加えた議決権数（69,706個）を分母としております。

4. 異動予定年月日

2023年11月10日

5. 今後の見通し

今後の見通しについては、前記「I. 第三者割当による新株式及び新株予約権の発行 8. 今後の見通し」をご参照ください。

Delta-Fly Pharma株式会社
新株式発行要項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 430,300 株
2. 募集株式の払込金額
1 株当たり 1,162 円
3. 払込金額の総額
500,008,600 円
4. 申込期日
2023 年 11 月 10 日
5. 払込期日
2023 年 11 月 10 日
6. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額：250,004,300 円
増加する資本準備金の額：250,004,300 円
7. 募集及び割当の方法
第三者割当の方法により、すべての新株式を日本ケミファ株式会社に割り当てる。
8. 払込取扱場所
株式会社みずほ銀行 築地支店
9. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他新株式発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

Delta-Fly Pharma 株式会社第7回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

Delta-Fly Pharma 株式会社第7回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）

2. 申込期間

2023年11月10日

3. 割当日

2023年11月10日

4. 払込期日

2023年11月10日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマッコリー・バンク・リミテッドに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,080,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「**割当株式数**」という。）は100株）とする。但し、本項第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。

(2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合（以下「**株式分割等**」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後割当株式数＝調整前割当株式数×株式分割等の比率

(3) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(3)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

10,800個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たり金344円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）は、当初747円とする。但し、行使価額は第10項に定める修正及び第11項に定める調整を受ける。

10. 行使価額の修正

(1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日（以下に定義する。但し、前取引日が当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構の株式等の振替に関する業務規程第144条に定義する株主確定日をいう。）又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求を取り次ぎがない日に該当する場合は、それぞれ株主確定日の4取引日前の日又は株式会社証券保管振替機構において本新株予約権の行使請求の取り次ぎが行えた直近の取引日とする。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第16項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、最初に当該通知を受領した日を除く。）をいう。

(2) 行使価額は407円（但し、第11項の規定に準じて調整を受ける。その場合、第11項にて「行使価額」とあるのは「下限行使価額」と読み替える。）（以下「**下限行使価額**」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「**新株発行等による行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl}
 & & \text{既発行} & & \text{新発行・処} & & \text{1株当たりの} \\
 & & \text{株式数} & + & \text{分株式数} & \times & \text{払込金額} \\
 \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \\
 \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & &
 \end{array}$$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

③下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが第6回新株予約権は除く。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に本号③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) ① 当社は、本新株予約権の発行後、本号②に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「**配当による行使価額調整式**」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1\text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

②「1株当たりの配当」とは、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③ 配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。

(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(5) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(6) 上記第(2)号及び第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2023年11月13日から2025年11月12日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換、株式交付若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重

要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

(3) 当社は、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対し、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載の通りとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 築地支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上